

市の物品を売却します

市契約検査課契約検査係
☎26-57708

庁舎移転に伴い、利用しなくなった物品を公募型見積合わせ方式（競争見積）により売却します。

売却物品／事務用机、テーブル、椅子、キャビネット、ロッカーほか

見積参加資格／本市在住の20歳以上の方、20歳未満で婚姻している方・婚姻の経験のある方または営業を許された方、本市に本社または営業所などを有する法人（古物商を除く）

●物品公開

日時／6月17日（金）、18日（土）の午前9時～午後4時

場所／旧港南小学校体育館
申し込み／当日会場へ

●見積書の提出

期間／6月17日（金）～24日（金）の午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

提出書類／「見積書」と記載した封筒（長形3号）に参加者の氏名または名称を記載したもの、見積書、資格確認書類（次のうちのいずれか一つ。業者登録をしている方は不要）

【個人】マイナンバーカード（写

真付きの表面）の写し、運転免許証の写し、住民票（マイナンバー記載なし）の写し、在留カードの写し、特別永住者証明証の写し

【法人】市民課で発行する所在地証明書（写し可）、法務局で発行する登記事項証明書（本店または支店などが酒田市内にあることの記載があるもの。写し可）

提出先／〒998-8540（住所不要）酒田市契約検査課へ郵送または持参

◆見積書は同課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

◆見積書は物品公開時に現地でも提出できます。

◆見積金額を提示した方を買受人として、7月11日（月）以降に通知代金の納入／7月22日（金）午後2時30分まで

物品の引渡し／7月29日（金）、30日（土）の午前9時～午後4時

◆買受人が搬出（時間調整あり）。

◆詳しくは同係へ問い合わせるか、市ホームページを参照してください。

国民健康保険税の限度額・軽減判定基準を改正しました

【課税の内容】市税務課税制係

☎26-57711

【制度全般】市国保年金課国保係
☎26-57727

本市の平成28年度国民健康保険税（以下「国保税」）の課税限度額および軽減判定基準を、国保運営協議会、市議会5月臨時会での審議を経て、次の通り改正しました。

●課税限度額の改正

国保税は、一世帯当たりの課税の上限額である課税限度額が医療分、後期高齢者支援金等分、介護分それぞれに設定されています。今回、地方税法が改正されたことに伴い、医療分、後期高齢者支援金等分を左表の通り改正しました。

| 課税限度額 | 改正前 | 改正後 |
|------------|------|----------------|
| 医療分 | 52万円 | 54万円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 17万円 | 19万円 |
| 介護分 | 16万円 | 16万円 （変更なし） |
| 合計 | 85万円 | 89万円 |

●軽減判定基準の改正

前年の所得が一定額以下の場合に均等割と平等割が軽減されますが、5割・2割軽減の判定基準を左表の通り改正しました。

国保税の軽減判定基準

| 軽減割合 （均等割および平等割） | 軽減判定対象所得 | |
|---------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| | 改正前 | 改正後 |
| 7割軽減 | 33万円以下の世帯 | 33万円以下の世帯（変更なし） |
| 5割軽減 | 33万円+26万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯 | 33万円+26万5千円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯 |
| 2割軽減 | 33万円+47万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯 | 33万円+48万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯 |

軽減判定対象所得／世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年所得の合計額
特定同一世帯所属者／国保から後期高齢者医療制度へ移行した方

◆軽減額の判定では、譲渡所得に係る特別控除と事業専従者控除の適用を受けることができません。

◆国保税の軽減制度などの具体的な内容は、今後の本紙などお知らせします。

**重度心身障がい(児)者
医療給付制度のお知らせ**

閩市福祉課障がい福祉係
☎26-5733

本市では、医療費の負担を軽減し、社会福祉の増進を図ることを目的に、重度心身障がい(児)者に対し、医療費助成としての医療証を交付しています。

対象／身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかをお持ちの方、公的年金各法の障害等級1級の障害年金の受給者、国民年金障害等級1級・2級の障害基礎年金の受給者(ただし2級は20歳前障がいに限る)、特別児童扶養手当の支給対象児童など

判定方法／本人の市民税所得割額による(税制改正における年少扶養控除廃止前の旧所得税額で計算します)

自己負担額／本人、扶養者に所得税の課税がない場合は、入院時の食事代、課税がある場合は医療費の1割、調剤費の1割、入院時の食事代

手続きに必要なもの／健康保険証、対象となる障がいの程度を示す手帳または年金証書など

**松くい虫防除事業
―松くい虫から海岸林(松林)を守りましょう―**

閩市農林水産課水産林務係
☎26-5753

防風林・砂防林として市民の生活を守る海岸砂丘林と、八幡・松山・平田地域を重点区域として、次の事業を行っています。

●被害木の伐倒駆除

松くい虫被害の拡大を受け、現在県と連携し、被害木の伐倒駆除を実施しています。

伐倒後は、6月中の確実な処理が必要です。自分で処理する方は県または市に相談してください。

●薬剤地上散布

日時／6月10日(金)～30日(木) (予定)の午前9時～午後4時(松山地域は早朝)

場所／浜中字新林、十里塚字村東山北・村東山南、宮野浦字飯森山西、宮海字林内・砂飛、山田、総光寺沢地内

使用薬剤／マツグリーン液剤2(予定)

◆雨天、強風の日には作業を延期しますので、日時が変更になる場合があります。

◆期間中は安全のためできるだけ林に入らないでください。

**さかた産業フェア2016
出展企業募集**

閩市商工港湾課企業立地・産業振興係
☎26-5361

地元のものづくり企業の技術や製品を地域内外へ発信する企業の祭典「さかた産業フェア」の出展企業を下表の通り募集します。

また会場外で来場者への飲食物販売を行う出店者(バイ酒田エリアへの出店者)も同時に募集します。

日時／10月1日(土)、2日(日)の午前10時～午後5時(2日は午後4時まで)

場所／市体育館(入船町3-20) 対象／庄内北部定住自立圏(酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)に事業所がある企業

申し込み／6月30日(木)まで、所定の申込用紙に記入の上、市商工港湾課へ

◆申し込み多数の場合は出展内容を考慮の上、選考により決定。

◆申込用紙は、酒田商工会議所、酒田ふれあい商工会、市商工港湾課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

| 募集項目 | 内 容 | 募集区画数など | 費用 |
|--------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------|
| さかた産業フェアへの出展 | 地域内で製造されている製品の展示・販売、製造技術ならびに企業の宣伝、新技術、設備の紹介など | 70区画 ◆1区画2.4㎡×2.0㎡。 0.5区画1.2㎡×2.0㎡単位で追加可。 | 基本6,000円／1区画まで追加4,000円／0.5区画毎 |
| バイ酒田エリアへの出店 | 来場者向けの地場産品を活用した飲食物の販売、地域ブランドのPRなど 対象／小売業者、飲食業者 | 6区画 ◆テント内。 1区画 3.6㎡×2.7㎡相当 | 5,000円／1区画 |
| 広告協賛 | 大型LEDビジョンによる企業広告の映像紹介 | 希望数により調整 | 5,000円／映像3分以内1枠(期間中繰り返し紹介) |